



所得の低い人や子育て世帯への給付金について

問い合わせ 福祉課 ☎0537^⑧1121

平成26年の消費税率引き上げに伴い、所得の低い人や子育て世帯への影響を緩和するため、臨時的な措置として「2つの給付金」を支給します。

給付金専用ダイヤル☎0537^⑨7913 (開設期間: 6月22日(月)～11月13日(金) 平日午前9時～午後5時)

臨時福祉給付金

〈支給対象〉

平成27年度分の住民税が課税されていない人。ただし、住民税が課税されている人に扶養されている人、生活保護を受けている人などは対象外です。

子育て世帯臨時特例給付金

〈支給対象〉

平成27年6月分の児童手当を受給する人(中学生以下の児童がいる子育て世帯)。ただし、特例給付※を受給している人は対象外です。
※特例給付とは、所得が高額な人に対して児童1人当たり月額5000円を支給しているものです。

平成27年度は
2つの給付金のどちらの要件にも該当する場合、**両方の給付金を受給することができます。**

臨時福祉給付金

◆支給額

1人につき6000円

◆基準日

平成27年1月1日(木)

◆申請期間

平成27年8月3日(月)～11月4日(水)

◆申請方法

対象になる可能性のある人に、7月下旬に申請書を送付します。※郵送申請または窓口での申請で受け付け

◆申請場所

静岡県原子力広報研修センター

◆受付時間

平日午前9時～午後4時

子育て世帯臨時特例給付金

◆対象児童

支給対象者の平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の対象となる児童

◆支給額

対象児童1人につき3000円

◆基準日

平成27年5月31日(日)

◆申請期間

平成27年6月22日(月)～9月24日(水)

◆申請方法

6月上旬に児童手当の現況届のお知らせと一緒に、青色封筒にて通知を発送します。

◆受付時間、申請場所

- 6月22日(月)～24日(水) 平日午前9時～午後7時
…静岡県原子力広報研修センター
- 6月25日(木)、26日(金) 平日午前9時～午後7時
…白羽公民館
- 6月29日(月)以降 平日午前9時～午後4時
…静岡県原子力広報研修センター

※子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当の現況届と同時に受け付けます。

※公務員は、勤務先に確認してください。



“振り込め詐欺”や
“個人情報の詐取”に
十分ご注意ください。

自宅や職場などに市役所や厚生労働省の職員などをかたった不審な電話がかかってきたり、身に覚えのない郵便物が届いたりしたら、迷わず、市役所や最寄りの警察署または警察相談専用電話(#9110)に連絡してください。